

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

第1事件原告 相原健吾 外165名

第1事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、
内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

第2事件原告 芦名定道 外5名

第2事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣
情報官、内閣府大臣官房長）

原告準備書面（2）要旨

2024年11月26日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人兼第1事件原告

弁護士 米 倉 洋 子

はじめに—本準備書面の目的

この間、原告らは、被告の主張の不明確・不十分な点について求釈明（質問）を重ねてきました。前回9月17日の弁論では、原告らは、被告が「**一部の候補者を任命しないことは、任命権者である内閣総理大臣が自ら直接判断し、その結果が内閣府大臣官房に伝えられたのみ**」と繰り返し主張していることに対し、当時の菅総理が杉田内閣官房副長官から「相談」や「報告」を受けていた事実を国会会議録などから明らかにし、「総理が直接判断した」との被告の主張の真意を6項目にわたって詳しく問いただす準備書面(1)を提出しました。

ところが、11月19日に提出された被告準備書面(4)における被告の「回答」

は、原告の問いに「回答した」とは到底言えないものでした。そこで原告らは急遽、本準備書面を用意し、被告の「回答」の問題点を指摘するとともに、不明点についての明確な回答を求めるものです。

以下、本準備書面の内容の要旨を述べます。

第1 「求釈明事項1ないし3について」について

原告の被告に対する求釈明事項1～3の要点は以下のとおりです。

① 総理が「直接判断」と被告が主張する内容は、

- ・ 特定の候補者を任命しないという判断を含むのか
- ・ それとも、単に99名だけを任命するとの判断にとどまるのか

② 上記の総理の判断はいつの時点の判断か

③ 上記の総理の判断は、

- ・ いかなる資料に基づくのか
- ・ それとも、資料なしで判断したのか

これらの質問に対し、被告は不当にも、「回答の必要はない」と述べた上で、一応の「回答」なるものをしていますが、「回答」になっていません。

被告はまず、以下の点について、直ちに、明確に答えて下さい。

A 菅総理は、任命拒否された6名の固有名詞を認識した上で、その特定の6名を「外す」判断をしたのか、それとも固有名詞も知らないまま単に「推薦された105名のうち99名だけを任命する」判断をしたのか。

B 前者の場合、菅総理の「加藤陽子先生以外の方は承知していませんでした」、「百五名の名簿は見えていないことは事実です」との国会答弁との関係はどうか。（これも前回、原告が求釈明した内容です）。

また被告は、菅総理の「判断」の資料として甲A第56～65号証をあげていますが、多くの疑問点があります。

まず甲A56～61は、「内閣府大臣官房長」が黒塗りで開示した文書全部です。

ア 甲A59・60

このうち甲A59・60の日付は9月24日です。ところが被告は、菅総理が任命拒否を判断した日付を、9月24日より前の「9月22日又は23日頃」と回答しています。それだけで、これらが判断材料だったことはあり得ません。それだけでなく、甲59は総理の「外すべき者」の判断が副長官から内閣府に伝えられたという文書であり、甲60は単に99名を任命するとの決裁文書です。文書の性質からも、これらが総理の判断の資料だったことはあり得ません。被告の回答の杜撰さに驚かされます。

イ 甲A56・57・58

また、甲A56・57・58には全て、任命拒否された6名の氏名が書かれています。そこで、これらが菅総理の判断の資料となったと主張するのであれば、被告は、

Ｃ 「加藤陽子先生以外の方は承知していませんでした」との国会答弁との関係はどうなのか。

という原告の求釈明事項について、明確に説明して下さい。

ウ 甲62～65

次に、甲62～65は、日本学術会議事務局長が黒塗りで開示した文書全部です。

これらが内閣総理大臣の手に渡ったとすれば、それ自体重大な問題です。なぜなら「内閣府令」により、学術会議が内閣総理大臣に会員候補者を推薦するにあたっては、候補者の「氏名」だけを書いた書類を提出すると定められており、これは内閣総理大臣に実質的な任命権がないとの有権解釈をはっきり示すものだからです。従って、被告は、

Ｄ 甲A62～65の文書が菅総理の判断資料とされた手続を明らかにする文書があるかないか、あるとしたらその文書の内容

を明らかにして下さい。

エ 甲A62

また、甲62には学術会議が推薦した105名の名簿が含まれていますので、

E 菅総理の「百五名の名簿は見えていない」との国会答弁との整合性

を、被告は明らかにして下さい。

オ 甲A65

甲A65は、学術会議がまだ会員候補者を選考中だった、安倍政権時代の2020年6月12日付で、任命拒否された6名の氏名を列記した文書であり、任命者側から日本学術会議事務局に伝達されたと情報審査会が明らかにしたものです。被告は、これも菅総理の「判断」資料とされたと主張するのですから、

F 「加藤陽子先生以外の方は承知していませんでした」との菅総理の国会答弁との関係

を説明して下さい。

なお、被告は「回答」において、①菅は官房長官だった時、学術会議会員の選任方法についての「懸念」を杉田副長官に伝え、②総理に就任後も、加藤官房長官や杉田副長官に「当該懸念」を伝え、③それを受けて杉田副長官が「99人を任命することとして6名を外す旨相談」し、④菅総理はそれを了承すると「判断」し、⑤菅がその判断を杉田副長官に伝え、その内容が副長官によって内閣府に伝えられたと主張しています。

以上の「懸念」の伝達や、副長官の「相談」、菅総理の「判断」とその伝達などは、すべて公文書管理法4条により、行政文書として作成・保存されていなければならない事柄です。従って、被告は、

G これらに関する文書が存在するかどうか

を明らかにして下さい。

第2 「求釈明事項4について」について

原告の求釈明事項4の要旨は以下のとおりです。

総理又は副長官が、自ら重要な意思決定をした場合、総理又は副長官に、文書作成義務は

- ・あるのか
- ・ないのか

これに対し被告は、総理も副長官も、「行政機関の職員」として文書作成義務を負うことを明確に認めました。これは極めて重要なことです。被告はこれまで、総理や副長官の文書作成義務の根拠はないと主張していましたが、その主張は撤回されたのです。

ついで、被告は、「原告らは文書が作成されていないと主張するようだが、甲A60が作成されているから、原告らの主張は理由がない」と主張しています。つまり、これまでの「物理的不存在」の主張も撤回するようにも読めます。

しかし、甲A60とは、99名を任命する決裁文書であり、そこには、学術会議が推薦した105名から6名を除外した理由や意思決定過程など何一つ書かれていません。従って、ハンコを押した決裁文書があるからといって、菅総理が公文書管理法4条の文書作成義務を果たしたとは到底言えず、被告の主張は失当です。

第3 「求釈明事項5について」について

原告の求釈明事項5の要旨は以下のとおりです。

総理又は副長官が判断にあたって使用・作成した文書についての管理権限は

- ・誰にあるのか
- ・誰に委任されているのか

これに対し、被告はまず、「文書の管理は、各行政機関の総括文書管理者の下、各職員が行う」と回答しました。

従って、総理も副長官も行政機関の「各職員」であるから、総理・副長官が作成した文書は、総理・副長官が各自、自ら管理するというのが被告の主張であることが明らかになりました。これも非常に重要な回答です。

しかし被告の回答では、「各行政機関の総括文書管理者の下」の意味が全く不明確です。そこで被告は、

H 「総括文書管理者」とは、

・総理が使用・作成した文書については誰なのか、

・副長官が使用・作成した文書については誰なのか、

・総括文書管理者の業務とはいかなるものなのか。

について、明確に答えて下さい。

次に被告は、原告の求釈明に対し、「文書の管理権限やその委任は観念されない」、「権限委任規定はない」と回答しています。これは、第1回弁論で裁判所からも明らかにするよう指摘された点ですが、被告は従前から一貫して以上のように答えています。そうであるならば、

I 原告らが情報公開を求めた処分行政庁である「内閣総務官」や「内閣官房副長官補」には、総理や副長官が作成・取得・使用した文書を管理する権限は全くないというのが被告の主張であると理解してよいのか

について、明確に答えて下さい。

なお、情報審査会の答申は、「内閣官房において」任命拒否に関する公文書管理法に基づく文書を作成する義務があり、「内閣官房において」文書が作成・保存されなかったことの妥当性が問われると、厳しく指摘しています。そこで、被告は、

J 総理や副長官の意思決定に関し、「内閣官房としての」文書作成・保存・管理等の義務を全く認めないのか

明確に答えて下さい。

第4 「求釈明事項6について」について

原告の求釈明事項6の要旨は以下のとおりです。

被告は、2020年6月12日段階での6名の任命拒否の意思決定に関わる文書も含めて「物理的不存在」と主張するのか

これに対し被告は、「被告準備書面（1）及び（2）で述べたとおりである。」とだけ回答しましたが、回答になっていません。「任命権者側」は、学会会議がまだ会員候補者を選考中だった6月12日付で、後日任命を拒否された6名の氏名を記載した文書を作成したことがわかっていますが、その経緯や理由がわかる文書が存在するのか、しないのかについて、被告はこれまで何ら言及していません。従って、被告は、

K 2020年6月12日付文書（甲A65）の意思決定に関わる文書の「物理的不存在」を主張するのかどうか

について、明確に答えて下さい。

第5 最後に

本準備書面が被告に「明確に答えなければならない」と指摘したA～Kの11項目は、次回期日に提出予定の原告の主張の基礎となる重要な事実です。

他方、被告にとっては、直ちに回答可能なものばかりです。

特に、即答できるはずの+A・G・H・I・J・Kについては、被告はこの場で回答して下さい。

それ以外の事項についても、短期間で回答することを強く求めます。

以上